

シンボルロード管理運営を考える会議



2023. 3. 19
朝霞市都市建設部

シンボルロードの歴史

昭和53年（1978年）

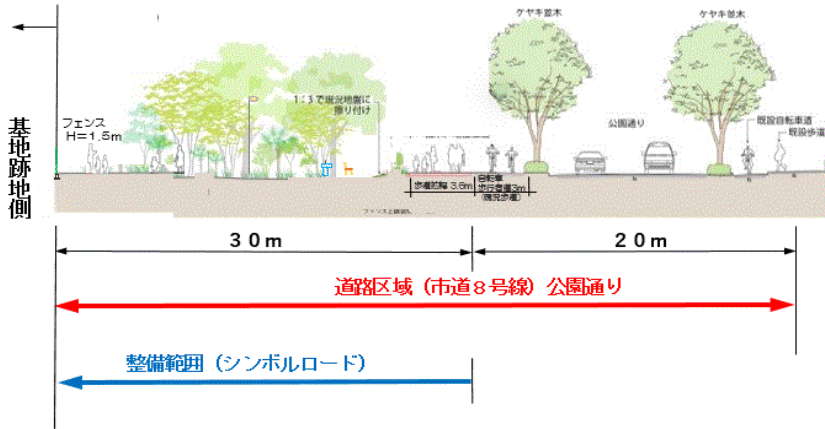


令和4年（2022年）



シンボルロードの整備の経緯

- 基地跡地公園・シンボルロード整備計画を踏まえ、東京オリンピックパラリンピックへの競技会場へのアクセスルートのひとつとして、先行的にシンボルロードを整備
- 市役所前（はじまりのケヤキ）を起点として南口広場までの延長約800mに及ぶ広幅員の緑の道



シンボルロードの整備の経緯

【市民協働による緑豊かで魅力ある空間づくり】

- ・ 緑の空間を快適に持続可能に維持し、シンボルロードを人々が活動できる場として整備前の段階から市民と協働で整備。
- ・ 整備後の緑の管理のあり方や利活用の方法などを市民説明会、現地見学会、シンボルロード管理運営を考える会議、意見交換会など様々な機会を促して実施。

【オープニングセレモニー】

いつでも人が憩い・集え・まちに新たな活力と賑わいをもたらす「緑のみち」として、シンボルロードをこれからどう活用していくか。そのひとつの活用例を市民にお示しするため、オープニングセレモニーにおいて、様々なイベントの企画・運営を市民と行政の協働により実施。

▼市内の造園業者さんも参加したワークショップ ▼シンボルロードエリア内の見学会



▼市民と協働による散策路の整備



シンボルロードオープニングセレモニー（2020年2月22日）



【交流の場の創出】

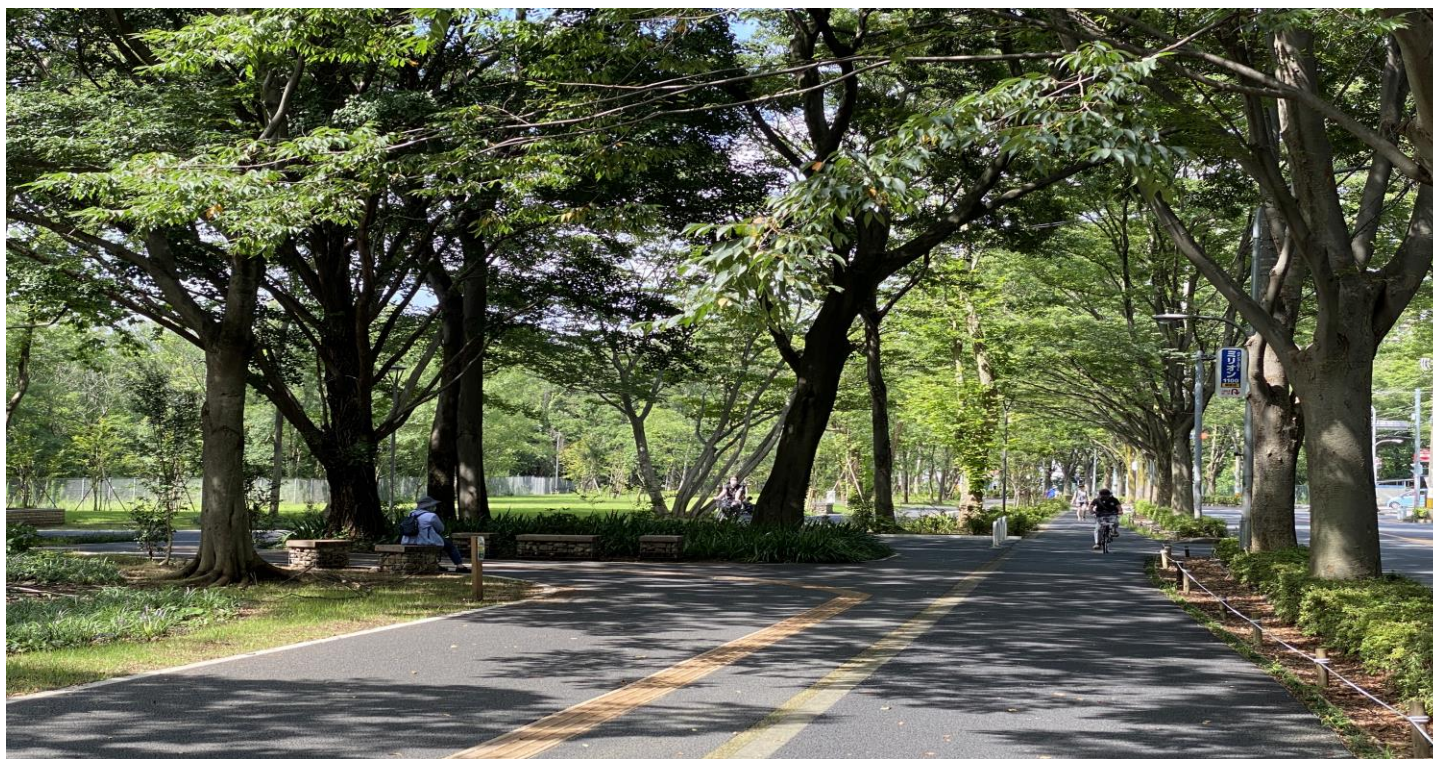
- ・ 地元の食材を使った飲食店
- ・ 手づくり雑貨のマルシェ
- ・ ジャズ演奏

【自然を活かした遊び場の創出】

- ・ プレーパーク
- ・ スラックライン体験
- ・ ツリークライミング体験



シンボルロードの整備の経緯



歴史的な意味を持った、緑ゆたかな【道路】
としてのシンボルロードが完成

「道路」としてのルール



交通管理者 = 警察

道路管理者 = 市

道路交通法における禁止行為

76条 「何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに置いてはならない」等

道路法における禁止行為

43条 「道路の汚損、交通に支障を及ぼす恐れのある行為」等

コロナ禍におけるテラス営業の需要増、飲食店等支援



コロナ占用特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するため、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置（R2.6～）

- 占用期間はR5.3.31まで（R4.9に4度目の延長ののち、今回で終了）
- 全国の約170の自治体で適用事例があり、占用許可件数は全国で約420件（R3.7.7時点）



（北海道室蘭市）



（岐阜県大垣市）

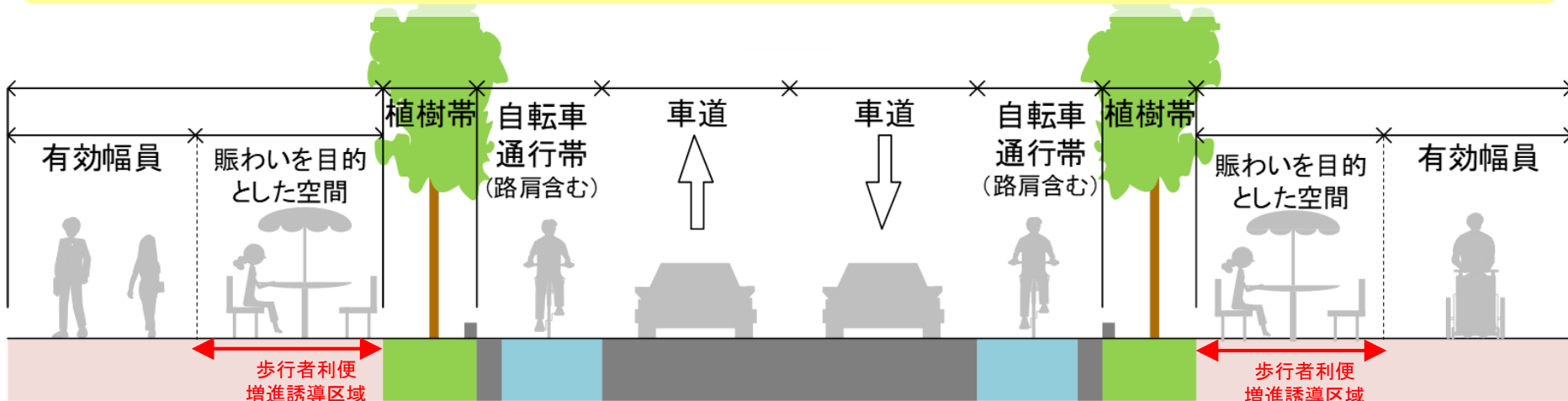
歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)を創設

賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度

【道路法等の一部を改正する法律(R2.11.25 施行)】



歩道等の中に **“歩行者の利便増進を図る空間”**を定めることが可能に!!



ほこみちの活用事例

- ほこみち制度の活用により、歩道上に、飲食店のテラス席、キッチンカー、休憩施設、オープンカフェ等の設置が可能となり、歩道の柔軟な利活用が推進。
- 占用主体が道路維持管理の協力(除草、清掃、植樹剪定等)も行う場合、占用料の90%を減額。

◇神戸市（市道若菜神戸駅線）



※写真は自治体より提供

◇横浜市（日本大通り）



※写真は自治体より提供

◇福井県敦賀市（国道8号）



◇岐阜県大垣市（主要地方道大垣停車場線）



※写真は自治体より提供

道路の利活用は「ダメ！ダメ！」から「できるかも！」へ

<これまで>

交通機能を重視

NO!

~~食事施設~~

~~広告~~

<これから>

オープンカフェやデジタルサイネージが
いろんな‘みち’で可能に

OK!

オープンカフェ



サイクルポート



デジタルサイネージ

ほこみち指定の拡大

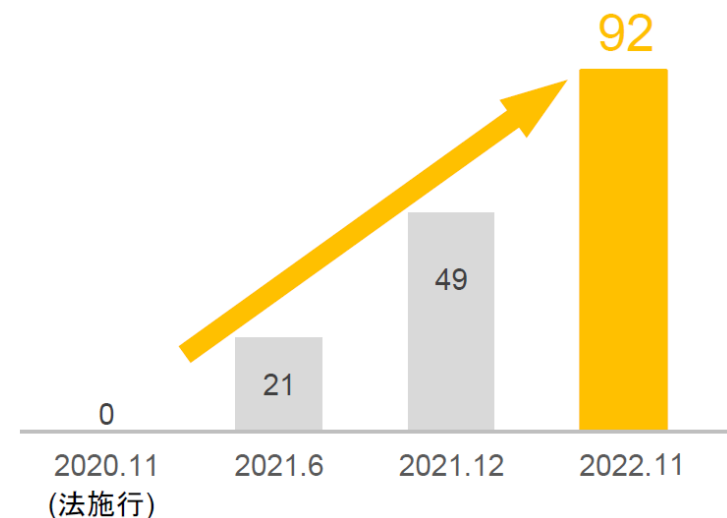


2020年11月 法施行

2022年11月時点

33 道路管理者

92 箇所



歩きたくなるまちなかづくりの推進①

居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり = ウォーカブルの推進

⇒人々が集い、憩い多様な活動を繰り広げられる「ひと中心」のまちなかをつくる

シンボルロード

・魅力的な歩行空間の整備

- ⇒幅員30m、延長680mの基地跡地に整備した緑道
- ⇒ユニバーサルデザインに配慮した歩道幅員(約3.6m)

・利用者に配慮した休憩施設等の設置

- ⇒広場や歩道のところどころにベンチなど休憩施設を配置
- ⇒民間企業や(公財)都市緑化機構によるファニチャーの寄贈

・グリーンインフラ

- ⇒自然が持つ多様な機能や自然の恵みを賢く利用することで、持続可能な社会を実現するためのインフラ整備(現場発生材の再利用)

・公共空間の利活用(人の滞留と賑わいの創出)

- ⇒屋外マルシェや飲食店の出張出店、キッチンカー事業、多様なアクティビティなど、歩行者等が魅力を感じ憩えるイベント等を実施

朝霞駅南口駅前通り

・安全に歩ける歩行環境への整備(一方通行等の交通規制など)

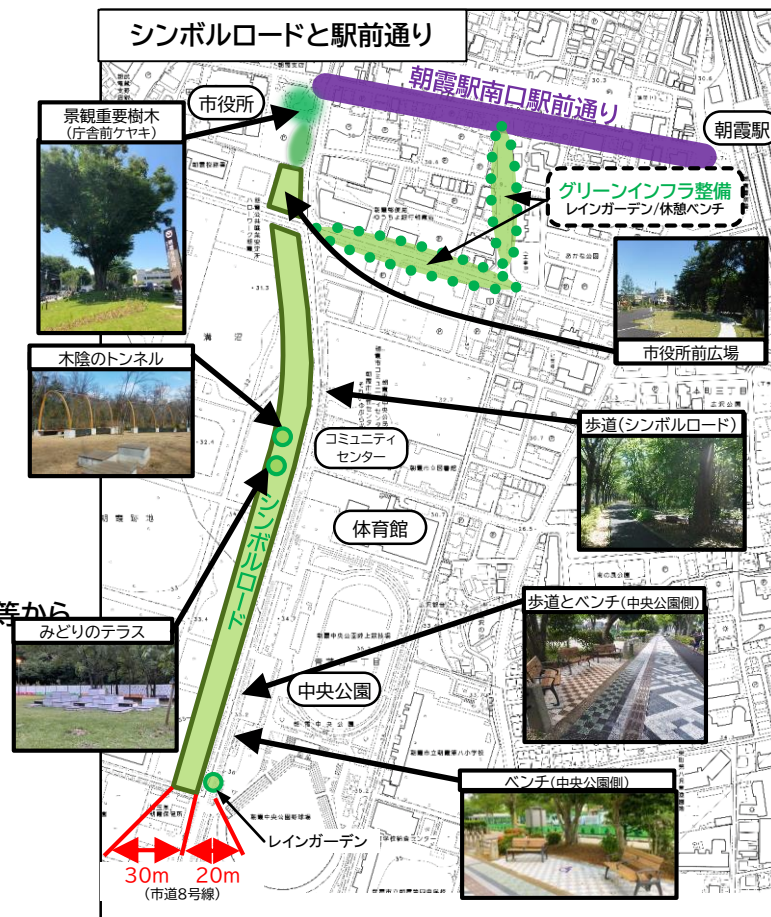
- ⇒「歩きやすい駅前通りを考えるワークショップ」(R4.8)を経て、近隣自治会等から駅前通りの一方通行化及び周辺道路の面的な交通安全対策の要望を受理
- ⇒人中心の歩きやすい道とするための交通規制や道路構造を検討

・シンボルロードのアクセス

- ⇒市役所を結節点として、駅からシンボルロードへアクセスしやすい

・商店街の活性化、利便性向上

- ⇒AST時のテラス営業など公共空間を活用した実証実験の実施



歩きたくなるまちなかづくりの推進②

実証実験

官民連携エリアプラットフォーム

あさかエリアデザイン会議 (R4.4.1設立)

朝霞駅周辺地区において、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」と「人で賑わう魅力的な商業空間」の創出を目指して、公園や街路空間等の公共空間の活用を軸に官民の多様なメンバーが連携して様々事業に取り組む官民連携組織(エリアプラットフォーム)

主な実施事業:

ASAKA STREET TERRACE/
ちいさなテラス/ASAKA MEETING/
歩きやすい駅前通りを考えるワークショップ/
公共空間にフードトラックが時々来る風景 等



ASAKA STREET TERRACE 2022

- コンセプト:-あさかの「まちなかテラス」をあるこう-
- 開催日:令和4年11月6日(日)
- 開催場所:駅前通り、シンボルロード 等
- 来場者数:約5万5千人



未来ビジョン

エリアビジョン (R4.7 β版公表)

- ⇒官民協働でエリアの理想的な将来像を共有するためのビジョン
- ⇒地域特性の現況分析、将来像、公共空間の活用に関する施策・役割分担、ロードマップ等を位置づける

【策定目的】

- 住んでいる人も訪れる人も、誰もが『居心地が良く、歩きたくなるまち』、『人でにぎわう魅力的な商業エリア』の創出
- ⇒駅前広場を玄関、駅前通りを縁側、シンボルロードをテラスというようにエリア全体を『家』に見立てて、居心地の良い「おうちのようなまち」を目指す
- = マイホーム“あさか” ~みんなが帰りたくなるまち~



シンボルロードの利活用の広がり

ちいさなテラス



あさか冬のあかりテラス

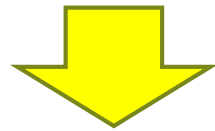


キッチンカー出店



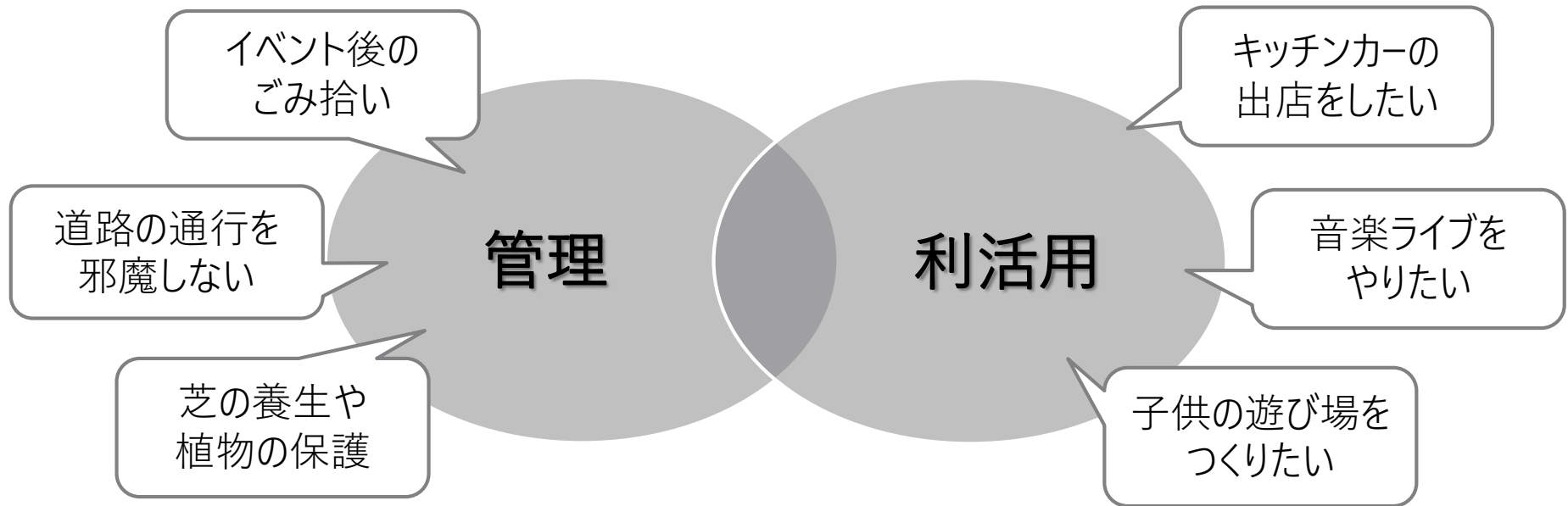
これからのシンボルロード

シンボルロードの価値を守りながら、
みんながやりたいことを実現できる場所に



歴史と緑が調和し、人が集い、憩い、
愛される場所でありつづける

そのために必要なこと



一定の（できるだけ柔軟な）ルールのもとで、
管理と利活用が両立されること

みんなで考えてみませんか

第1回
(本日)

みんなの「やりたい！」を話そう
(シンボルロードの価値や、理想の姿を共有)

第2回
(5月ごろ)

やりたいことをどうしたらできるか考えよう
(法的な観点や管理・利活用の両立)

第3回
(7月ごろ)

みんなが使いやすく、使いたくなるルールを考えよう
(分かりやすくかつ柔軟なルールづくり)

「シンボルロードのつかいかたガイドブック（仮称）」に
まとめる

本日の流れ

1. 趣旨説明（市）：10分

2. 講演（戸田芳樹氏）：15分

3. グループワーク：55分

- 進め方について説明（5分）
- テーマ①：シンボルロードのいいところ、好きなところ（20分）
- テーマ②：シンボルロードで「やりたいこと」を話そう（20分）
- 各班でまとめ（10分）

4. 各班からの発表：35分

グループワークにあたって

<ルール>

- 自由に発想し、ひとの意見を否定しない
- お互いの考えを尊重し、自分の意見をおしつけない
- みんなが発言する。誰かひとりが話しすぎないように気をつける
- 話しながら考えが変わってもよい

<進め方>

- 最初に5分間、テーマ①・②について自分で付箋に記入
- 各テーマごとにおおよそ20分程度で話し合う
(時間の目安は司会からアナウンスします)
- 一人ずつ意見を発表したあと、出た意見について意見交換